

県産木材製品プロモーション業務の委託契約に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和8年4月21日

香川県知事 池田豊人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 県産木材製品プロモーション業務
- (2) 契約期間 契約日から令和9年1月31日まで
- (3) 委託業務の内容 別紙業務仕様書のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者であること。（香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。）
- (5) 香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有し、かつその長が代理人として香川県との商取引に係る権限を委任されている者であること。
- (6) 過去において当該業務と同種の業務（商業施設等または木材製品展示会等での木材製品の展示または販売）を行った実績がある者

3 応募方法

(1) 提出書類

- ① 応募意思表明書（同種の業務実績の記載、契約書等の添付必要）
- ② 香川県税の納税証明書（未納がない旨の証明）

ただし、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者及び県税の納税義務がない者（任意団体など）は提出不要です。

(2) 提出方法

- ・①については、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。なお、電子メールで提

出する場合は、PDF形式に限ります。

・②については、持参又は郵送により提出してください。

(3) 受付期間・受付時間

【持参の場合】

(受付期間) 令和8年4月21日(火) から令和8年4月28日(火) まで
(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 8:30～12:00、13:00～17:15

【郵送又は電子メールの場合】

(受付期間) 令和8年4月21日(火) から令和8年4月28日(火) 17:15まで

4 契約の方法

(1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、予定価格の制限の範囲内で、単独随意契約の方法により契約を締結します。

(2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により予定価格の制限の範囲内で契約相手を選定の上、契約を締結します。

5 契約書作成の要否

要します。

6 電子契約の可否

否とします。

7 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県環境森林部森林・林業政策課 林業・県産木材振興グループ 担当者：戸田

TEL：087-832-3456

FAX：087-806-0225

E-mail：wh1583@pref.kagawa.lg.jp